

日医かかりつけ医機能研修制度 実施要綱

1) 目的

今後のさらなる少子高齢社会を見据え、地域住民から信頼される「かかりつけ医機能」のあるべき姿を評価し、その能力を維持・向上するための研修を実施する。

2) 「かかりつけ医機能」

1. 患者中心の医療の実践
2. 継続性を重視した医療の実践
3. チーム医療、多職種連携の実践
4. 社会的な保健・医療・介護・福祉活動の実践
5. 地域の特性に応じた医療の実践
6. 在宅医療の実践

3) 研修内容

「基本研修」、「応用研修」、「実地研修」の3段階に分類する。

「基本研修」・・・日医生涯教育認定証の取得

「応用研修」・・・日医が行う中央研修、関連する他の研修会、および一定の要件を満たした都道府県医師会並びに郡市区医師会が主催する研修等の受講【座学】

「実地研修」・・・社会的な保健・医療・介護・福祉活動、在宅医療、地域連携活動等の実践
※実地研修に係る具体的内容については別表参照。

基本研修（日医生涯教育認定証の取得）に加え3年間で20単位（応用研修10単位、実地研修10単位）を取得し、修了者には修了証書（認定証）を交付する。修了証書（認定証）の有効期間は3年とする。

※実地研修については別表にある1項目につき5単位とする。

4) 各医師会の役割

郡市区医師会：医師会員の实地研修を取りまとめ、郡市区医師会長の署名による承認の上、都道府県医師会へ報告する。

都道府県医師会：本研修制度の実施主体となり、郡市区医師会と連携し、受講者の研修管理を行い、修了者には修了証書（認定証）を発行する。また、医師会非会員による申請を受け付け、面接による申請内容の確認を行い、承認された単位取得者に対し修了証書（認定証）を発行する。

日本医師会：本研修制度の要件を定め、応用研修（中央研修）を行う。

5) 都道府県医師会事務手数料

医師会会員は無料、医師会非会員は都道府県医師会において定める。また、事務手数料以外のその他諸費用については都道府県医師会において定める。

6) 修了申請

すべての修了要件を満たした医師は、規定の申請書（別添参照）に必要事項を記入の上、修了申請受付期間内（原則として12月1日から1月31日までの2ヶ月間）に申請を行う。

日医かかりつけ医機能研修制度における
「実地研修」に係る具体的内容について

日医かかりつけ医機能研修制度実施要綱において「実地研修」として記した「社会的な保健・医療・介護・福祉活動、在宅医療、地域連携活動等」とは、下記のとおりである。

記

1. 学校医・園医、警察業務への協力医
2. 健康スポーツ医活動
3. 感染症定点観測への協力
4. 健康相談、保健指導、行政(保健所)と契約して行っている検診・予防接種の実施
5. 早朝・休日・夜間・救急診療の実施・協力
6. 産業医・地域産業保健センター活動の実施
7. 訪問診療の実施
8. 家族等のレスパイトケアの実施
9. 主治医意見書の記載
10. 介護認定審査会への参加
11. 退院カンファレンスへの参加
12. 地域ケア会議等※への参加（※会議の名称は地域により異なる）
13. 医師会、専門医会、自治会、保健所関連の各種委員
14. 看護学校等での講義・講演
15. 市民を対象とした講座等での講演
16. 地域行事（健康展、祭りなど）への医師としての出務